

三次市地域防災計画について

三次市では地域防災計画を作成しています。

市民の皆さんに地域防災計画の概要や役割を知っていただくために、質問形式で整理しました。地域防災計画の全文は、三次市ホームページへの掲載、危機管理課に設置し、ご覧いただけます。(ホームページでは「三次市 地域防災計画」で検索してください。)

地域防災計画の質問などは、危機管理監危機管理課危機管理係までお問い合わせください。

(電話) 0824-62-6116 (ファックス) 0824-62-2951

(メール) kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

質問) 地域防災計画とはどのような計画ですか？

(回答) 地域防災計画は、市の防災対策に関する基本的なことを定めている計画です。

- ・ 地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）で作成が義務付けられ、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減し、社会の秩序維持と公共の福祉の確保を目的として三次市でも策定をしています。
- ・ 国の防災基本計画は、阪神・淡路大震災を契機に平成 7（1995）年 7 月に全面改定が行われ、その後も東海村における原子力災害による見直し（平成 12（2000）年 5 月）、広島県の地滑り災害による見直し（平成 14（2002）年 4 月）など、大規模な災害の発生にあわせて見直されてきました。
- ・ 平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策基本法をはじめとする法律が大きく改正され、国の防災基本計画も大幅な見直しが行われました。
- ・ 平成 30（2018）年 7 月豪雨災害やその後も、相次ぐ土砂災害、大規模な台風、ゲリラ豪雨、竜巻などの自然災害に対応して、各種関連法の見直しが行われています。国や地域の防災力を高めるための動きにあわせて、広島県でも地域防災計画の見直しが進められ、あわせて、三次市地域防災計画も見直しをしています。

質問) 地域防災計画はどのような内容ですか？

(回答) 地域防災計画は、『基本編』『震災対策編』『資料編』で構成しています。

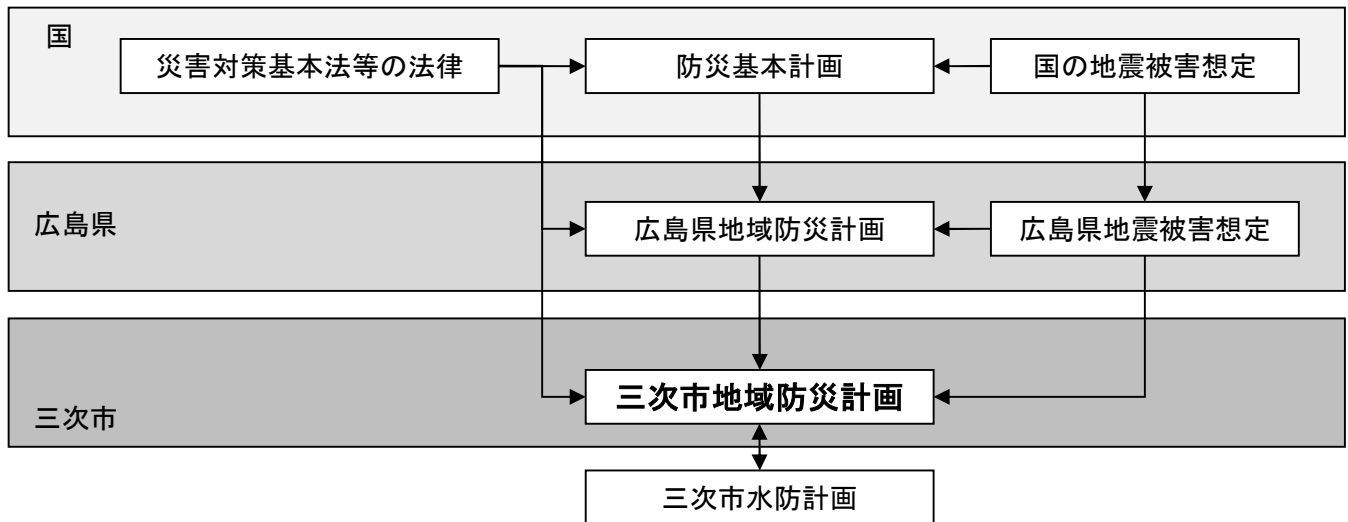
- ・ 三次市地域防災計画は、台風や豪雨などを対象とした「基本編」と、地震災害を対象とした「震災対策編」の 2 編で構成しています。
- ・ 各編とも、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成しています。

編	主な内容	
基本編	総 則	計画の方針や市の概況について示します
	災 害 予 防 計 画	災害に備えて、市をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示します
	災 害 応 急 対 策 計 画	災害発生直前から発生後の初動期までの応急対策を示します
	災 害 復 旧 計 画	応急対策後の災害復旧や復興に係わる事項を示します
震災対策編	(基本編と同じ構成)	地震災害の対応について示します
資 料 編	計画に係わる様式、条例、その他資料を示します	

質問) 地域防災計画の内容は、三次市独自の内容ですか？

(回答) 国・県・市の諸計画と連携、調整して作成されています。

- 地域防災計画は、災害対策基本法をはじめとする諸法令や、国が策定する防災基本計画や県の地域防災計画などと連携を図り作成されています。
- また、市の水防計画などの関連計画とも整合を図り、地域で必要な項目を定めています。



質問) 地域防災計画の見直しは、いつ行われましか？

(回答) 地域防災計画は毎年検討を加え、必要に応じて見直しています。

- 地域防災計画は、防災に関する恒久的な計画ですが、災害対策基本法で規定されるとおり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、出水期前に開催する三次市防災会議で修正しています。

質問) 三次市防災会議は、どのような会議ですか？

(回答) 行政や関係機関、住民などで組織しています。

- 三次市防災会議は、市長をはじめ、国の行政の出先機関（国土交通省など）、公共機関（NTT、中国電力、JR 西日本など）、消防、警察、広島県や三次市の職員、住民の方などで構成しています。
- 三次市防災会議では、地域防災計画で見直す内容を協議、確認しており、その結果を受けて、地域防災計画を策定しています。

質問) 計画をもとにして市は何をしますか？

(回答) 三次市全体で防災・減災の対策を進めます。

- ・市は、災害を防ぐため、防災施設や設備を整備したり、災害発生後の被害を抑えるために市の活動体制の整備を進めたりします。
- ・また、市民や企業が協力し、災害時に円滑な活動をするための環境整備を進めることで、被害を出さない「防災」だけでなく、被害を極力抑える「減災」の対策も進めます。

■地域防災計画に基づいて市が行うこと（公助）

項目	主な実施内容
活動体制の整備	・災害対策本部など活動体制の設定 ・各種マニュアル作成やBCP策定 ・新庁舎の防災機能充実
災害危険箇所の指定や周知	・土砂災害警戒区域や、河川の浸水想定箇所など指定された災害危険箇所をハザードマップなどで周知
避難体制の整備	・避難所、避難場所の指定と周知
防災施設や設備の新設や改良	・土砂災害や、水害を防ぐ施設・設備や、災害時の緊急輸送に必要な車両などを整備
災害対策資機材の備蓄	・食料、飲料水及び生活必需品等や、防災資機材の備蓄や、調達体制の整備
市民等の防災活動の促進	・自主防災組織の育成や訓練の支援 ・市民による地区防災計画策定時の対応
要配慮者への配慮	・避難行動要支援者名簿の作成などによる避難行動の支援や、避難所生活における要配慮者に配慮した対応

質問) 市民はどのようなことをする必要がありますか？

(回答) 市民や企業の皆さんは、ご自身やご家族で、また、地域や市と協力して、災害に備え、発生した災害にできる限り対処してください。

- ・大規模な災害が起こると、市の準備だけでは対応しきれないこともあり、市民や企業との協力が不可欠です。いざという時のために、ご自身や家庭、事業所で日常からの備えをお願いします。
- ・また、災害が発生した時には、家族はもとより、地域の方々と協力して、初期消火をしたり、ご自宅周りの高齢者などにも声を掛け合って避難をしたり、避難所の運営に協力するなど、助け合いをお願いします。

■市民や企業の皆さんに行っていただきたいこと（自助、共助）

項目	主な実施内容
ご自身や家族、事業所で準備すること（自助の備え）	・食料、飲料水などの備蓄（最低3日分、できれば1週間分） ・ご自宅や事業所の不燃化、耐震化、家具や什器 <small>じゅうき</small> の固定 ・避難先や避難路の確認（ハザードマップなど活用） ・避難時の集合場所や連絡方法に関して家族、従業員と話し合い ・「防災一斉メール配信サービス」への登録（情報入手） ・地区防災計画（地域）や事業継続計画（事業所）の作成 など
地域の方と準備すること（共助の備え）	・自主防災組織や消防団に加入 ・地域の防災訓練・防災活動の実施や参加（消火器使用方法の習得、避難所運営、周囲の高齢者などの確認） など

※備蓄品、避難先、防災一斉メールなどの詳しい情報は、三次市ホームページ（「三次市 緊急・防災・災害」で検索）でご確認ください